○外務省告示第二百四十二号

平成二十四年六月二十八日にジュバで、ナイル架橋建設計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が南スーダン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ナイル架橋建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億三千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年九月三十日まで

4　署名者

日本側　後藤文彦在スーダン大使館参事官

南スーダン側　エリアス・ニャムレル・ワコソン外務国際協力副大臣

平成二十四年七月十二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　藤村　修

○農林水産省告示第千六百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福井県今立郡池田町土合皿尾六七字総合谷一の一〇、一の一一、一の一三、一の一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　山梨県甲斐市上芦沢字横道下一〇六一の二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字横道下一〇六一の二六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市北方町大字芦原字山東五九二〇の二三、五九二〇の二七、五九二〇の七三から五九二〇の七九まで、五九二〇の一五〇、五九二〇の一五二、五九二〇の一五八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町長部田字城の浦一二一五、一二一六、一二一八の一、一二一九の四、一二二〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川三一五二の二、三一五六の二、三一五六の三、三一五六の一九から三一五六の二一まで、三一七四の二、三一七五、三二八五の二、三二八六の一、三二九二の一、三二九四、三二九七の一、三二九八、三三〇八の一、三三一一、三三一五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び白石町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月十二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町黒岩字与吾の谷一二八の三、字大谷一三七、一三八、字宇土二五七、二五八、二六〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）